

城東区役所窓口サービス課（保険年金）臨時的任用職員（事務職員）募集要項

令和7年7月18日
大阪市城東区役所

1 募集人数

1名

2 受験資格

次の受験資格を満たす者

- (1) Excel、Word等の基本的な操作ができ、基本的な文書及び簡易な計算表の作成ができる者
- (2) 電話受付・接客等業務の経験を有する者
- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者（末尾参照）

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用期間

令和7年9月1日～令和8年2月28日（予定）まで

※ただし、状況に応じて任用期間を最大6か月間延長する場合があります。

4 業務内容

- (1) 大阪市城東区役所窓口サービス課（保険年金）における業務（国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金に関する事務）
- (2) 電話対応、窓口対応、各種業務システム操作（入力・点検作業、財務会計、文書管理等）、パソコン（Excel、Word等）による文書、資料、作成等も含む。

5 勤務条件等

(1) 勤務場所

大阪市城東区中央3丁目5番45号

大阪市城東区役所1階 窓口サービス課（保険年金）

(2) 勤務日

月曜日から金曜日まで

(3) 勤務時間

午前9時から午後5時30分（休憩時間45分）

※金曜日は、ローテーションで午前10時30分から午後7時までの場合があります。

※必要に応じて時間外勤務に従事する場合があります。

(4) 休日勤務

ローテーションで、日曜開庁（毎月第4日曜日9時00分から17時30分 振替休日対応）での勤務の場合があります。

(5) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）

(6) 休暇等

年次休暇	付与日数：10日 付与期間：令和7年9月1日（任用日）～令和8年2月28日（任期満了日） ※任用期間が延長された場合、追加で付与されます。
特別休暇	・忌引休暇 ・結婚休暇 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 他

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(7) 給料

月額 213,556 円（地域手当を含む）

※初任給は、職歴等により加算される場合があります。

※その他、通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和7年7月1日時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(8) 社会保険等

大阪市職員共済組合

(9) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

※ 勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後お知らせします。

6 試験日時

令和7年8月12日（火曜日）午前9時30分より開始予定

※ 応募者数や会場の状況により変更する場合があります。

7 集合場所

「受験案内」等は送付しませんので申し込まれましたら、次の日時・集合場所におこしください。

日時：令和7年8月12日（火曜日）午前9時30分

集合場所：城東区役所1階 101会議室

8 試験方法

(1) 論文試験

指定する課題について、応募時の提出により小論文形式で試験を行います。

黒のボールペンを使用し自筆で記載してください（鉛筆、消せるペンは不可）。

【課題】

「仕事に取り組む上で、心がけていること（または心がけたいこと）」を600字程度で記載してください。

(2) 面接試験

主として人物について面接により行います。

※ 試験当日の集合時刻より、15分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。

9 申込方法

次の提出書類各1通を、送付又は持参してお申し込みください。

なお、書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。

(1) 提出書類

① 大阪市臨時的任用職員・任期付職員採用申込書（所定様式） 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※記入項目（職歴等）において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。

② 申し立て書（所定様式） 1通

③ 論文試験解答用紙（所定様式） 1通

※採用申込書、申し立て書及び論文試験解答用紙は、下記の提出先及び大阪市臨時的任用職員・任期付職員採用申込書等配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市城東区役所ホームページから取得してください。

④ 「試験結果通知書」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円の切手を貼付してください。切手の提出がない場合は、試験結果通知書の送付をしません。

(2) 受付期間

① 持参する場合

令和7年8月6日（水曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

② 送付する場合

令和7年8月6日（水曜日）まで（当日必着）

※封筒表面の左下に「職員採用申込書等在中」と朱書きのうえ郵便等で送付してください。

※配達状況についてのお問い合わせには応じませんので、配達状況を確認できる簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）の利用をお勧めします。

(3) 提出先及び大阪市臨時的任用職員・任期付職員採用申込書等配布場所

〒536-8510

大阪市城東区中央3丁目5番45号

大阪市城東区役所 窓口サービス課（保険年金）【1階 16番窓口】

10 決定及び結果の発表

(1) 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。

※受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。

(2) 可否については、令和7年8月21日（木曜日）以降発送により受験者本人あてに文書で通知します。

なお、結果については受験者全員に通知しますので、電話等でのお問い合わせには応じません。

11 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 合格後、受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

(3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

12 問い合わせ

大阪市城東区役所窓口サービス課（保険年金）

〒536-8510

大阪市城東区中央3丁目5番45号（区役所1階16番窓口）

電話（06）6930-9946（担当：酒田）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格事項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者